

京都市告示第 449 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 2 月 4 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
西賀茂 2 号線	北区大宮西山ノ前町 3 番地の 1 地先内	旧	メートル 2.60	メートル 12.13
		新	2.60	14.30
西賀茂 35 号線	北区大宮西山ノ前町 3 番地の 1 地先内	旧	39.60	5.20 ~ 6.00
		新	39.60	6.00
松ヶ崎 26 号線	左京区松ヶ崎六ノ坪町 8 番地の 2 地先から	旧	35.60	1.00 ~ 4.02
	同区松ヶ崎井出ヶ海道町 12 番地の 3 地先まで	新	35.60	1.93 ~ 6.72

(建設局土木管理部道路明示課)